

横須賀市基本計画 (2011~2021) 素 案

2009 年（平成 21 年）12 月
横 須 賀 市

はじめに

現在の横須賀を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少、財政状況の悪化など市の存続そのものに関わる大きな問題や、経済、交通、環境など様々な課題を同時に抱えるという、これまでにない大変厳しい状況になっています。

しかし、このまま将来を悲観していても何も変わりません。私たちには、これまで先人たちが築いてきた横須賀の財産を 100 年後、さらにその先まで伝えて行く義務があります。

そのために、この厳しい時代だからこそ、あえて高い理想を掲げ、行政と市民がそれぞれ自らの責任を果たし、横須賀の自信と誇りを取り戻さなければなりません。

新たな基本計画では、横須賀に対するこの思いを、市民の皆さん全員と共有します。

計画期間

新たな基本計画の計画期間は 2011 年度（平成 23 年度）から 2021 年度（平成 33 年度）の 11 年間とします。

目 次

第1章 社会経済環境の変化と横須賀の基礎的な課題	1
1 少子高齢化と人口減少社会の急速な進展.....	1
2 厳しい財政状況への対応.....	3
3 環境配慮への機運の高まり	5
4 地域経済への期待	7
5 安全・安心への要請	8
6 成熟型社会の進展	10
7 地域主権の確立	10
 第2章 計画の条件	 11
1 人口・世帯数.....	11
2 産業.....	15
3 土地利用	16
 第3章 重点プログラム.....	 19
1 重点プログラムの前提条件	19
2 重点プログラムの位置付け	19
3 重点プログラムの概要.....	20
 第4章 まちづくり政策.....	 24
1 いきいきとした交流が広がるまち	24
2 海と緑を生かした活気あふれるまち	25
3 個性豊かな人と文化が育つまち.....	27
4 健康でやさしい心のふれあうまち	28
5 安全で快適に暮らせるまち	29
 第5章 まちづくりの推進姿勢.....	 31
1 市民協働によるまちづくりの推進.....	31
2 効率的な都市経営の推進.....	32
3 地方分権と広域連携の推進	33

第1章 社会経済環境の変化と横須賀の基礎的な課題

1 少子高齢化と人口減少社会の急速な進展

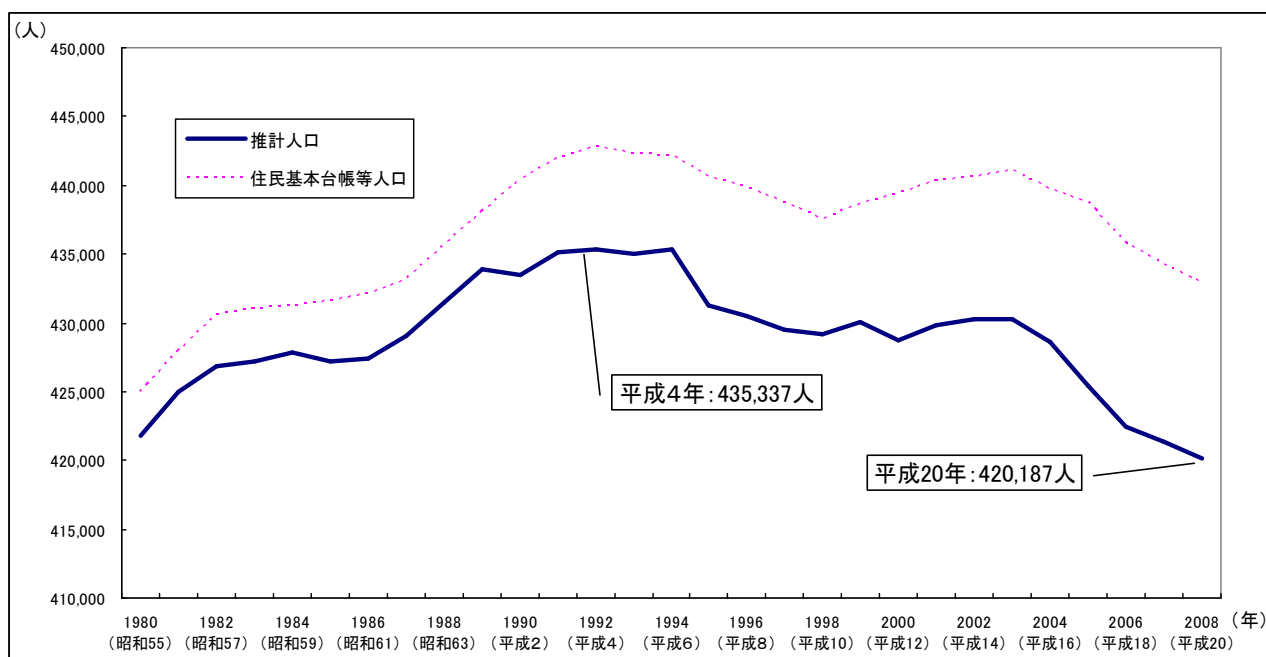
人口動態統計（厚生労働省）によれば、わが国の合計特殊出生率は、1997年（平成9年）以降1.4を下回る水準で推移し2007年（平成19年）には1.34にまで低下しています。また、2005年（平成17年）国勢調査（総務省）によれば、全国の高齢化率は20%を超え、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2023年（平成35年）に30%を超えると見込まれています。さらに、総人口を見ると、人口減少が進み、2046年（平成58年）には1億人を下回ると見込まれています。

一方、横須賀に目を向けると、人口は1992年（平成4年）をピークに減少傾向にあります。加えて、少子高齢化が急速に進展しており、総人口に占める年少人口割合の低下傾向が続く一方、老年人口の割合については県を上回るペースで上昇し続けています。また、生産年齢人口については、県より早い時期から減少傾向を示しています。

高齢化の進展や生産年齢人口の減少は、歳出の増大、歳入の減少を招き、少子化の進展は、将来の労働力人口の減少を招くなど、財政の悪化や都市活力の低下を助長する要因になると考えられます。

今後、子育て・教育環境の充実、雇用の場の拡充及び広域的な公共交通網の充実などを図ることにより、若年層の転出抑制を推進していくことが求められています。また同時に、誰もが安心・快適に移動できる公共交通網の整備や高齢者が活躍できる場の充実などを図ることにより、更なる高齢化の進展に備えていくことが求められています。

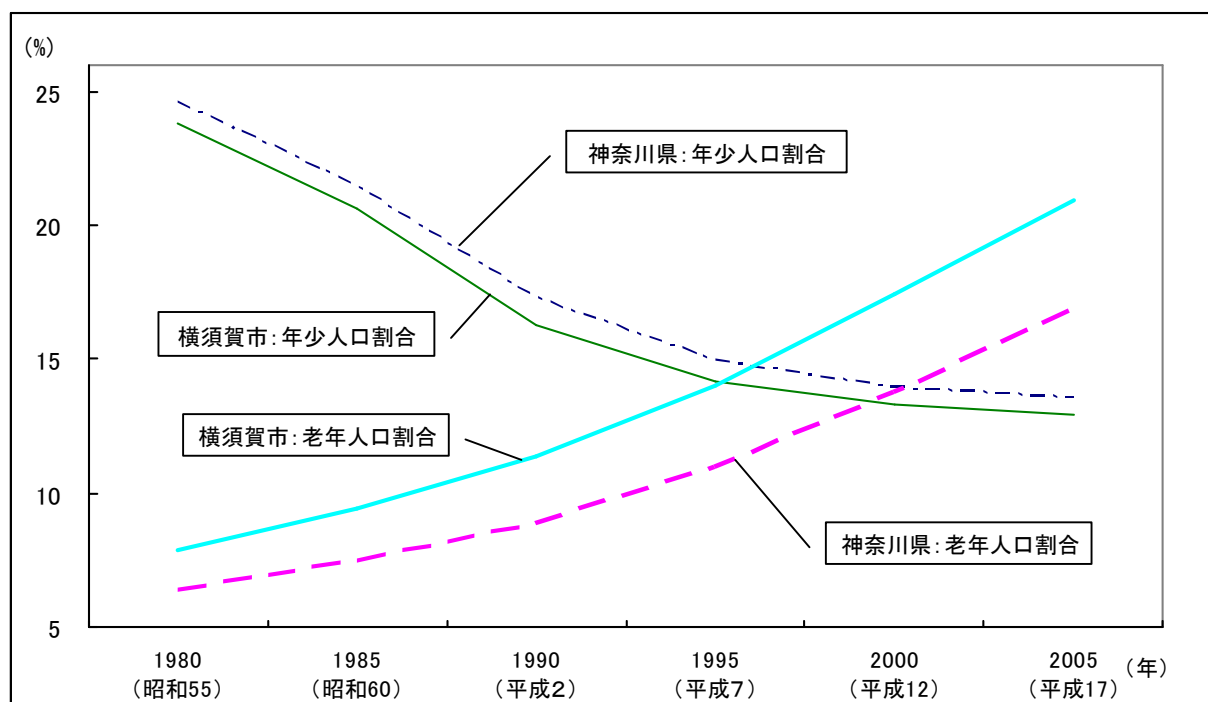
図 横須賀市の人口の長期的推移



注）住民基本台帳等人口は、住民基本台帳登録人口と外国人登録法による登録者数を合算した数値。

資料：横須賀市統計書ほか

図 神奈川県、横須賀市の年少人口割合と老年人口割合の推移



資料：国勢調査

表 全国、神奈川県、横須賀市の近年の年齢三区分別人口の推移（人）

	全国			神奈川県			横須賀市		
	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
1980年 (昭和55年)	27,507,078	78,834,599	10,647,356	1,703,063	4,772,542	443,048	100,145	287,668	33,113
1985年 (昭和60年)	26,033,218	82,506,016	12,468,343	1,595,127	5,277,568	555,885	88,173	298,465	40,419
1990年 (平成2年)	22,486,239	85,903,976	14,894,595	1,375,769	5,874,445	704,596	70,473	313,545	49,146
1995年 (平成7年)	20,013,730	87,164,721	18,260,822	1,231,943	6,098,448	908,467	61,165	310,247	60,725
2000年 (平成12年)	18,472,499	86,219,631	22,005,152	1,184,231	6,121,470	1,169,528	56,940	296,241	74,760
2005年 (平成17年)	17,521,234	84,092,414	25,672,005	1,184,631	6,088,141	1,480,262	55,085	281,732	89,292

注) 年少人口は0歳～14歳、生産年齢人口は15歳～64歳、老年人口は65歳以上

資料：国勢調査

2 厳しい財政状況への対応

経済の低迷に伴う税収の伸び悩み、少子高齢化に伴う社会保障経費の増大などにより、本市の財政は危機的な状況にあります。

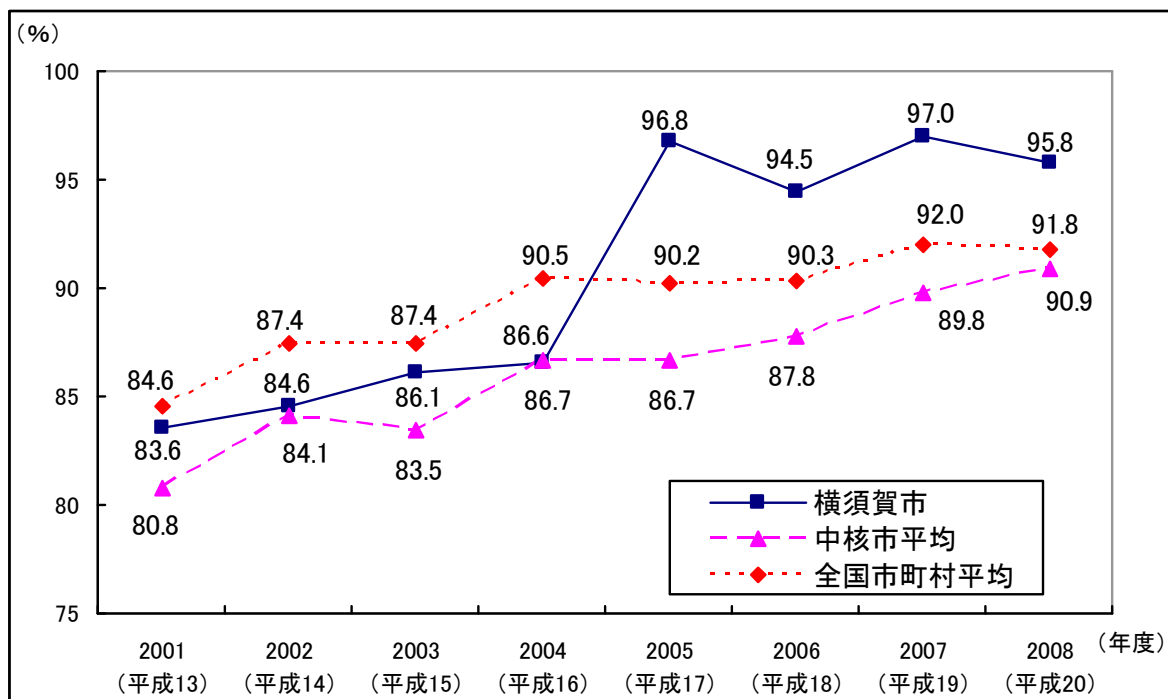
財政の硬直度を示す経常収支比率について全国市町村の平均を見ると、2001年度（平成13年度）の84.6%から2008年度（平成20年度）の91.8%に上昇しており、また中核市平均についても、近年、同様に上昇傾向となっています。一方、本市は2005年度（平成17年度）に急速に悪化した後、95%前後で推移しており、中核市平均の値を大きく上回っている状況が継続しています。また、借金にあたる市債は、計画的に減少させてきましたが、2008年度（平成20年度）時点で、その残高は約3,110億円となっています。さらに、貯金にあたる財政調整基金は、2004年度（平成16年度）をピークに減少に転じ、2008年度（平成20年度）には増加したものの、その残高はピーク時とは大きく隔たりがあります。

生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展などにより、これからも本市の財政を取り巻く環境は厳しい状況が続くと予想されます。

今後はこれまで以上の創意工夫や選択と集中により、歳出を抑制していくとともに、財政構造を改善していくために、歳入増に結びつく政策を長期的視点で推進していくことが求められています。

また、財政に関する計画や財政状況が分かる情報を定期的に市民に公表するなど、本市が抱える財政的な課題を行政と市民が共有していくことが求められています。

図 経常収支比率の推移

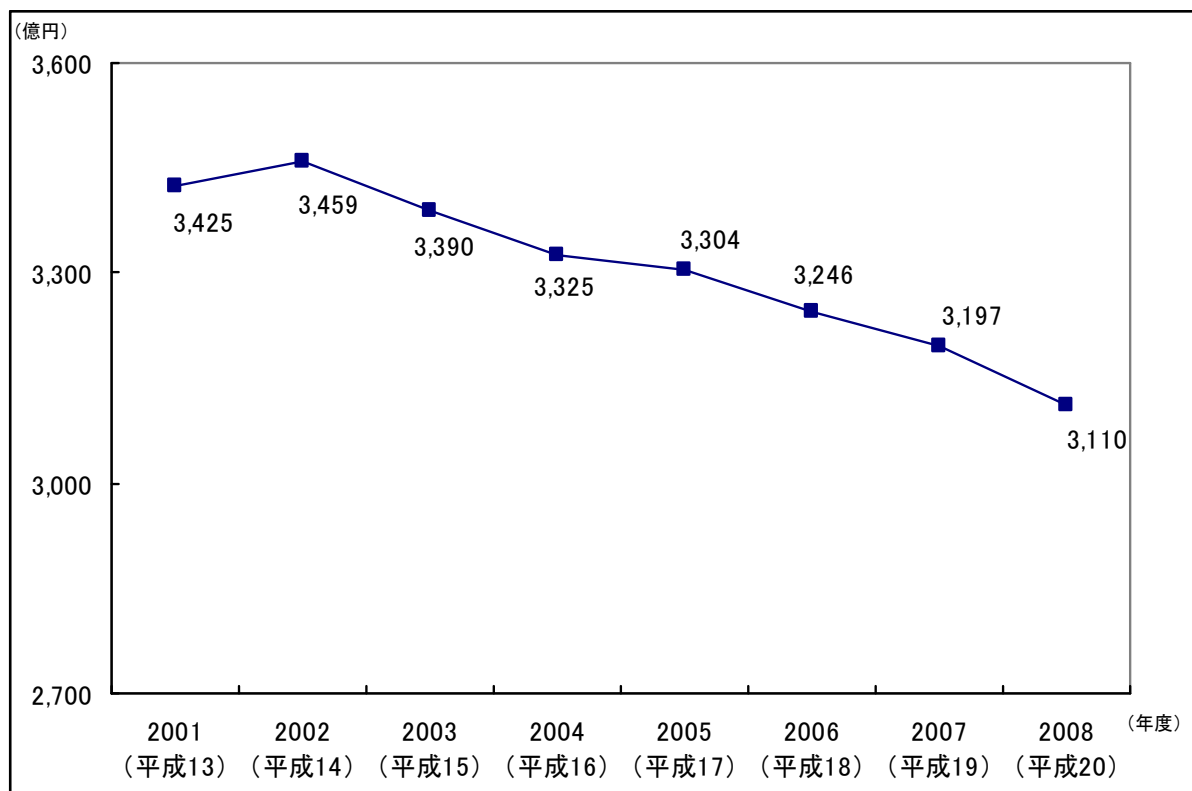


注1) 経常収支比率とは、市の歳出のうち、人件費や公債費など毎年経常的に支出される経費が、市税などの経常的に収入される一般財源（使い道が特定されないもの）に占める割合をいう。この指数が低いほど、いろいろな事業に使えるお金の余裕があるということになる。

注2) 中核市平均は、横須賀市を除いた数値

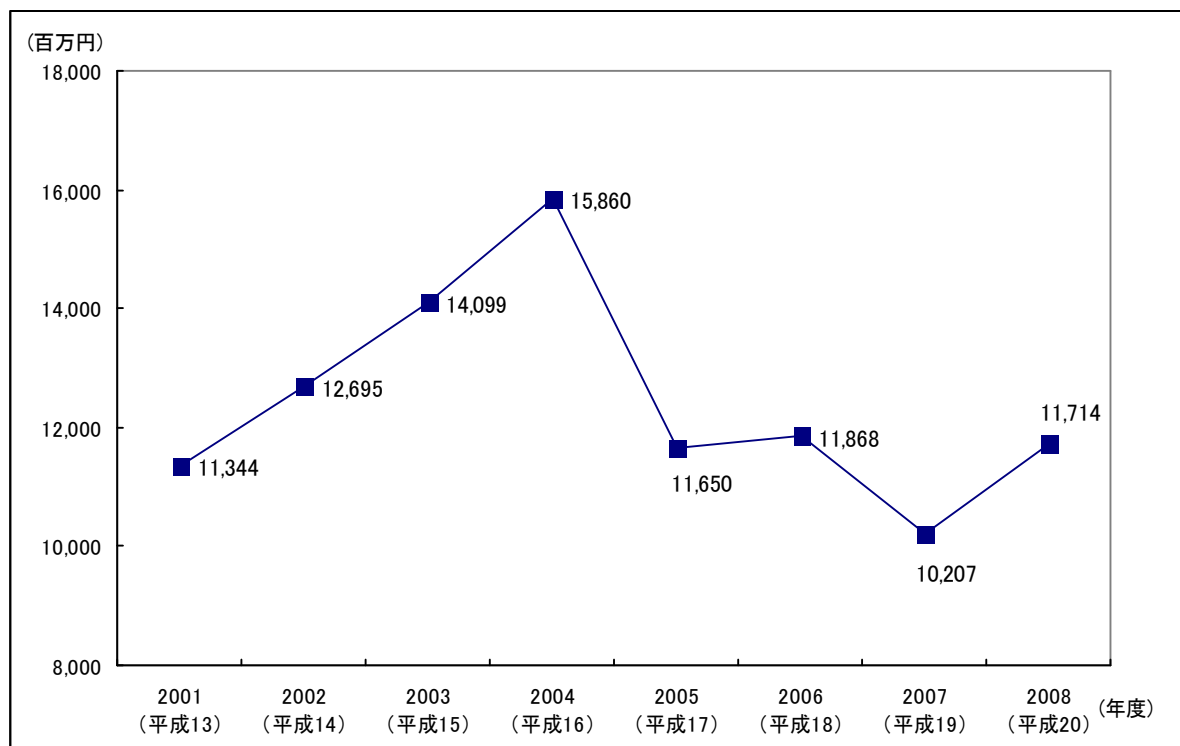
資料：地方財政の状況（総務省）、横須賀市財政部資料

図 市債残高の推移（全会計）



資料：横須賀市財政部資料

図 財政調整基金残高の推移



資料：横須賀市財政部資料

3 環境配慮への機運の高まり

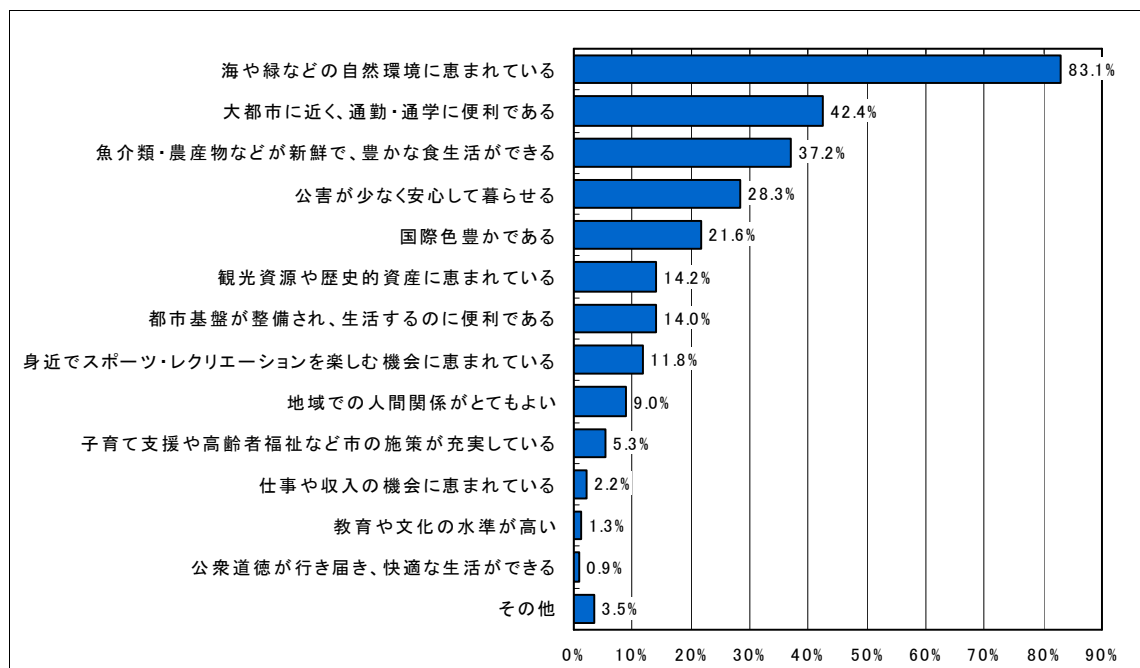
都市化による自然環境の破壊は、二酸化炭素の吸収源である緑地の減少をもたらすとともに、多様な生物の生息環境も侵し、地球環境に大きなダメージを与えてきました。また、生活水準の向上をもたらした大量生産・大量消費型の社会経済システムは、大気汚染、水質汚濁など地域レベルでの環境だけではなく、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など、地球レベルでの環境にも深刻な影響を与えてきました。

一方、横須賀の自然環境は、海岸線の水辺空間や市域中央部の丘陵地の豊かな緑などを有し、首都圏にありながら大変恵まれていると言えます。こうした特長は市民にも横須賀の魅力として評価されており、市民アンケート調査によると、市民の83.1%が、横須賀の魅力的な点として「海や緑などの自然環境に恵まれている」ことを挙げ、市民が横須賀のシンボルと感じている点として「海や海を中心とする自然環境」を第1位に挙げています。

また、横須賀市民が考える力点を置いてほしい環境政策は、自然環境を保全することに次いで、公害対策を進めること、リサイクルを進めること、温室効果ガス排出削減に取り組むことが多くっており、環境負荷の低減についても高い関心が寄せられています。

今後も、生物多様性の保全・利用に配慮しながら、横須賀の大きな魅力である多様で豊かな自然環境の保全・創出に取り組み、自然と調和した潤いのある都市環境の整備・充実を進めていくことが求められています。また同時に、地球温暖化対策など低炭素社会への転換や廃棄物対策の推進など、環境に対する負荷を低減していくことも求められています。

図 横須賀の魅力的なところ

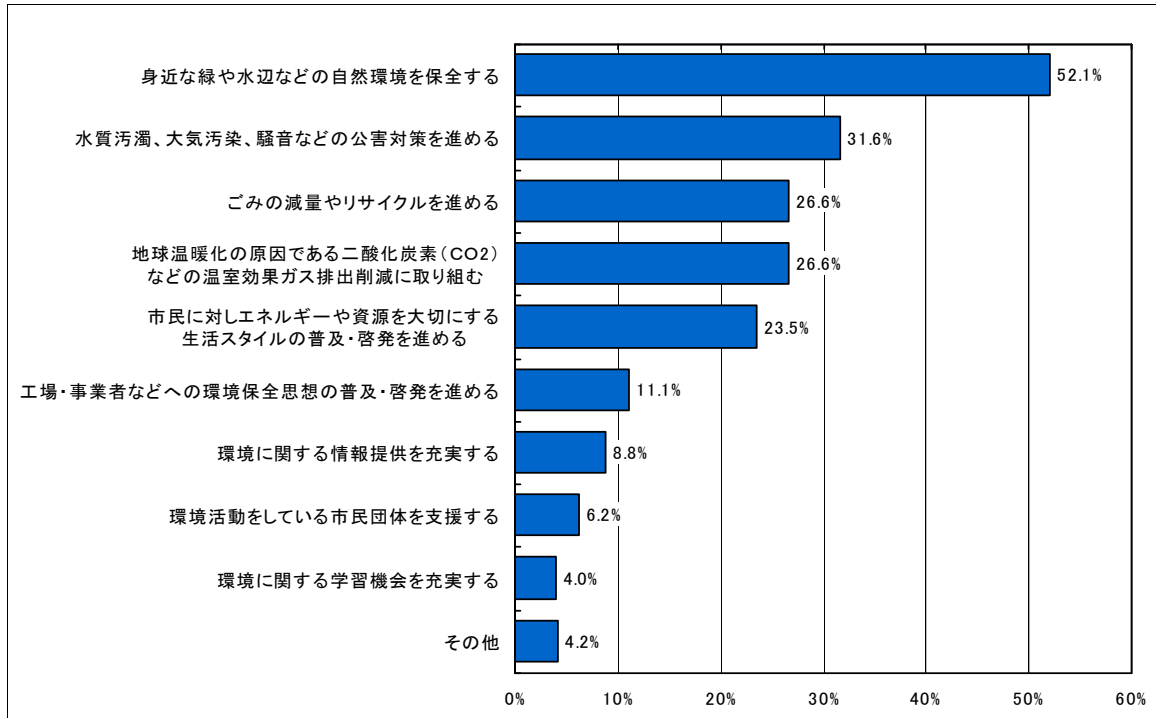


注1) 回答数は2,150人

注2) 複数回答

出所：基本計画策定のための市民アンケート報告書（H20）

図 環境政策についての今後の力点



注1) 回答数は2,120人

注2) 複数回答

出所：基本計画策定のための市民アンケート報告書（H20）

表 市民が横須賀のシンボルと感じているもの

順位	主要項目	回答件数
1位	海や海を中心とする自然環境	881
2位	米軍・自衛隊の基地	665
3位	山や緑	259
4位	港や船	139
5位	観音崎	138
6位	ペリー・開国	137
7位	三笠公園・記念艦三笠	130
8位	猿島	100
9位	祭・花火大会	99
10位	灯台	66
11位	美術・芸術	49
12位	どぶ板通り	46
12位	カレー	46

注1) 回答数は1,704人

注2) 複数回答（回答が30件以上あったもの）

出所：基本計画策定のための市民アンケート報告書（H20）

4 地域経済への期待

交通機関の進化、情報通信技術の高度化などにより、人、物、金、情報が短時間で世界中を移動できるため、経済のグローバル化が急速に進展しています。企業においては、世界規模での再編が繰り広げられ、グローバル化に対応できる経営基盤や付加価値の高い技術の開発が求められています。

一方、横須賀の産業は、輸送用機械器具（自動車、造船）などの大規模製造業に牽引され発展してきましたが、近年は、情報通信産業の誘致を進めるなど産業構造の多角化に努めてきました。

今後は、既存産業の高付加価値化・活性化、新たな成長産業や雇用吸収力の高い産業の誘致を進めるとともに、公共的支出が、地域に還元し、それが循環し続けるような仕組みづくりを進めるなど地域経済を活性化させることが求められています。

また、現在進められている羽田空港再拡張など周辺環境の変化を企業や観光客の誘致の観点から好機として確実に捉えていかなければなりません。

さらに、横須賀の地域資源を積極的に活用していくことや、地場製品の素晴らしさを市民一人ひとりが認識し、それらを消費に結びつける地産地消を促進していくことも求められています。

表 企業等立地促進制度の適用企業件数

区 分	制度適用 企業件数	制度適用企業件数の内、進出地区別件数				
		YRP	海辺 ニュータウン	久里浜 テクノパーク	久里浜港	その他
1999年度 (平成11年度)	2	1	1	0	0	0
2000年度 (平成12年度)	0	0	0	0	0	0
2001年度 (平成13年度)	5	1	3	0	0	1
2002年度 (平成14年度)	0	0	0	0	0	0
2003年度 (平成15年度)	8	5	1	1	1	0
2004年度 (平成16年度)	2	1	0	0	0	1
2005年度 (平成17年度)	3	0	1	0	1	1
2006年度 (平成18年度)	1	0	0	1	0	0
2007年度 (平成19年度)	3	1	1	0	0	1
2008年度 (平成20年度)	5	0	2	1	0	2
2009年度 (平成21年度)	3	0	1	0	0	2
合 計	32	9	10	3	2	8
上記の内、制度 適用企業実数	29	7	9	3	2	8

注1) 企業等立地促進制度とは、企業等立地奨励金及び拡大再投資奨励金、税軽減、融資の制度をいう。

注2) 制度適用企業件数とは、企業が企業等立地促進制度のいずれかを利用した際にカウントする。

注3) 制度適用企業件数には同一企業が重複して利用している場合が含まれるため、制度適用企業実数とは一致しない。

5 安全・安心への要請

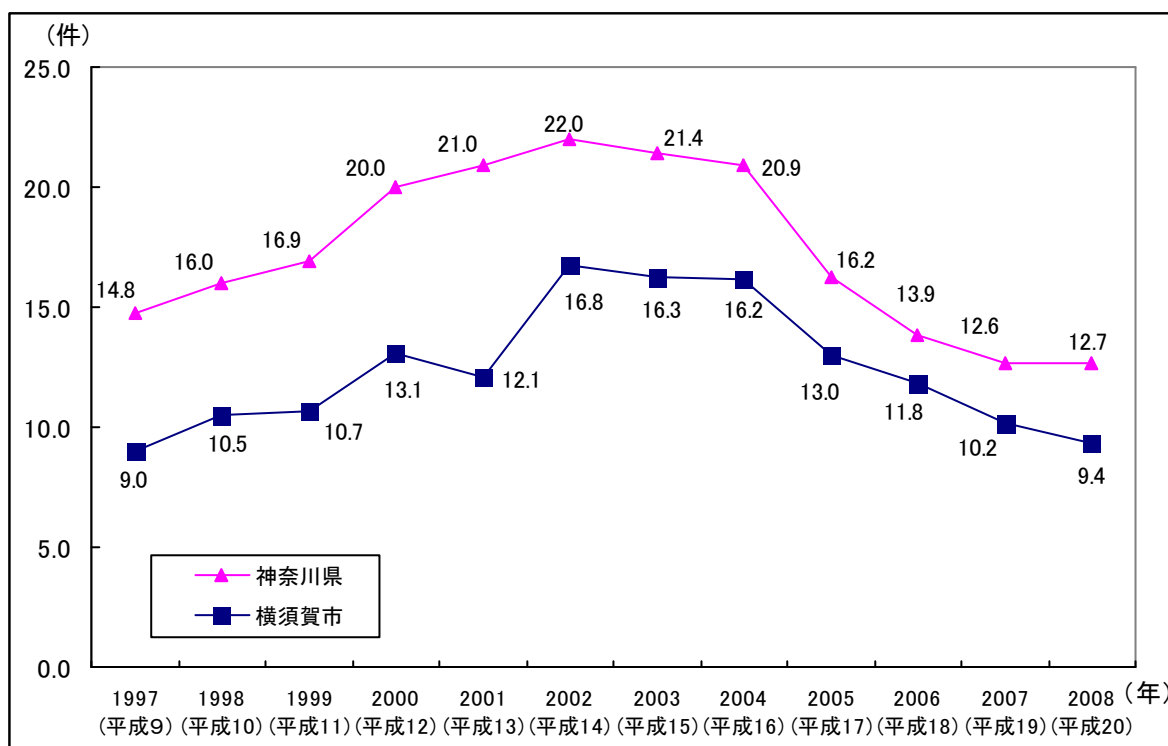
犯罪白書によると、全国の一般刑法犯の認知件数は近年減少傾向にあるものの、詐欺・傷害・暴行など比較的生活に身近なところで起きる犯罪の認知件数は依然として高い水準にあり、また災害については、近年、全国で大規模地震やゲリラ豪雨などが頻発しています。

一方、横須賀に目を向けると、人口千人当たりの刑法犯罪認知件数は2002年（平成14年）をピークに減少しており、その値は常に県全体を下回っていますが、全国的な傾向と同様に、生活に身近なところで起きる犯罪の認知件数は高い水準にあります。また、災害については、横須賀の地形的状況などから、地震災害や風水害による、がけ崩れ、家屋倒壊、ライフラインの損壊など様々な被害が懸念されています。

さらに市民意識に目を向けると、「市民生活の安全・安心の向上」が市民アンケート調査において優先度の高い政策の上位に挙げられており、市民は防災や治安の向上を強く望んでいることが分かります。

今後も、更に安全で安心して暮らすことのできる生活環境を確保するため、自助・共助・公助の枠組みを取り入れながら、犯罪の一層の抑制を図っていくとともに、災害の予防と発災時の被害抑制に向けて、都市基盤や防災体制を整備、強化することが求められています。

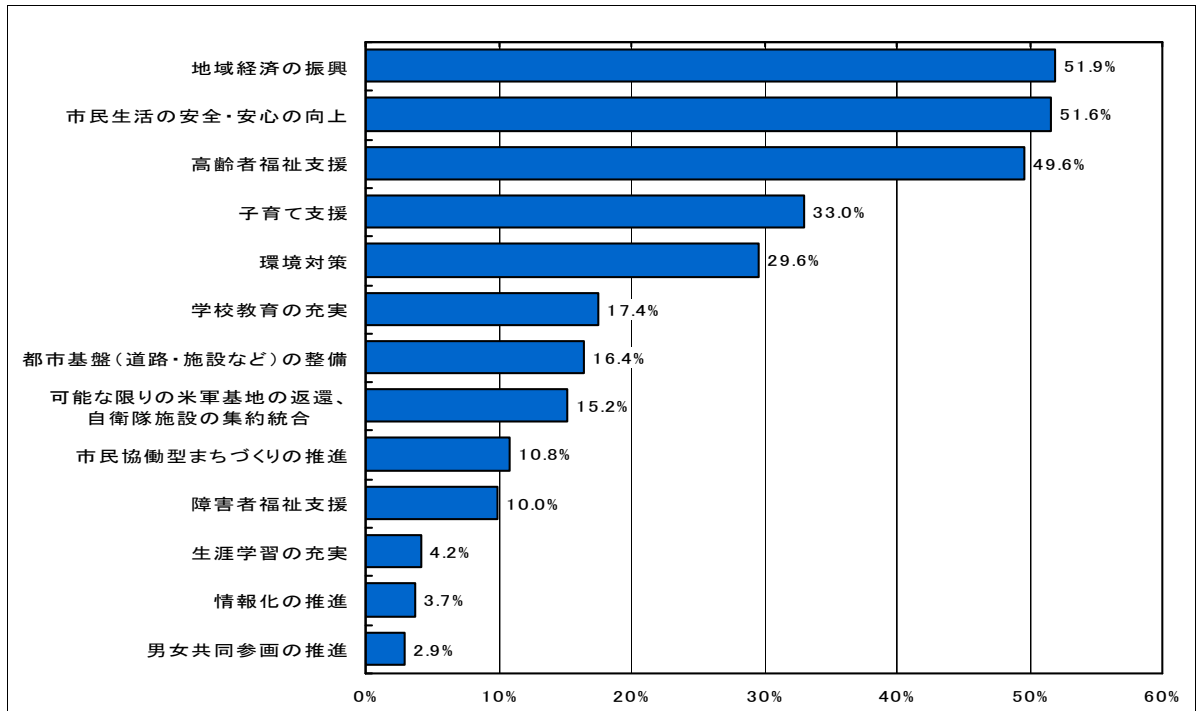
図 人口千人当たりの刑法犯罪認知件数の推移



注) 認知件数とは、犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数をいう。

資料：横須賀市市民安全部資料

図 政策の優先度



注 1) 回答数は 2,115 人

注 2) 複数回答

出所：基本計画策定のための市民アンケート報告書（H20）

6 成熟型社会の進展

社会が成熟段階を迎えた今日、自由時間の増加や家族構成の多様化などを背景として、個性が尊重され、人々の価値観も多様化しています。また、情報社会の進展により、誰もがそれぞれの個性に応じて関心を持つ多様な情報を、場所・日時を問わずにやりとりができるようになっていきます。しかし、同時に、プライバシー・セキュリティ面での課題やコミュニケーション能力の欠如など負の面も生じています。さらに、こうした情報社会の負の影響や地域の人材育成機能の低下などを背景として、新たな労働力となるべき若年層におけるフリーターやニートなどの増加が社会問題化し、さらには所得格差の拡大も懸念されています。

こうした中、本市においては、世界の人々とのコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育むための国際理解教育、児童・生徒が主体的に情報を活用できるようにするための情報教育、望ましい勤労観や職業観を育成するためのキャリア教育を行うなど、自らの力で時代を切り開くことができる力強い人材の育成を進めています。

今後はさらに人々の個性と価値観に応じた、国際社会にも通用する多様な能力を持った人材の育成を図るとともに、若年層はもちろんすべての市民が社会に対し責任を果たし、生きがいを感じることができるよう、地域において誰もが社会参加しやすい環境を整備することが求められています。

7 地域主権の確立

活気に満ちた地域社会をつくるために、地域のことは地域が決める「地域主権」の確立が期待されています。税財源の移譲を前提とする地域主権が進められることにより、今まで以上に自己決定・自己責任の考えが強く求められ、地方自治体には、限られた資源をいかに効率的かつ効果的に配分・運用していくかという行政経営的な視点がより強く求められています。

一方、本市に目を向けると、まちづくりに参加する機会の提供はできていても、地域住民が主役となって自分達の身近な課題に取り組める環境の提供については、十分でない状況です。

今後は、地域の身近な課題はその地域の住民自らが解決することができる土壌を形成するため、制度の構築や人材の育成を進めていくことが求められています。

また、地域主権の考え方に通じる活動として、個人や任意のボランティア組織、NPO、企業など多様な主体が、行政と積極的にかかわりながら、これまで行政が担ってきた領域や、地域における新たな公共的・公益的な活動を担っていく「新しい公共」が全国的に注目されています。

本市においても、これまで以上に、これら多様な主体が行う活動に自らが張り合いを持てるように、またその活動が市民ニーズに応じたものになるように支援・コーディネートしていくことが求められています。

第2章 計画の条件

1 人口・世帯数

人口推計に基づく「趨勢人口」を将来人口とし、計画最終年である2021年（平成33年）の将来人口を約39万人とします。

（1）人口総数

2007年（平成19年）10月1日の住民基本台帳人口及び同年9月30日の外国人登録者数を基準人口にした将来推計によると、基本計画期間内における人口の動きは減少が続き、計画最終年の2021年（平成33年）の人口は390,106人になると予測されます。

（2）年齢3区分別人口

・年少人口（0-14歳）

年少人口は、2007年（平成19年）の55,380人（総人口比12.8%）から、計画最終年の2021年（平成33年）には39,869人（総人口比10.2%）に減少すると予測されます。

・生産年齢人口（15-64歳）

生産年齢人口は、2007年（平成19年）の281,551人（総人口比64.8%）から、計画最終年の2021年（平成33年）には229,924人（総人口比58.9%）に減少すると予測されます。

・老年人口（65歳以上）

老年人口は、2007年（平成19年）の97,424人（総人口比22.4%）から、計画最終年の2021年（平成33年）には120,313人（総人口比30.8%）に増加すると予測されます。

（3）行政センター管内別人口

各行政センター管内別人口は、減少の幅に差はあるものの、2007年（平成19年）と比較して計画最終年の2021年（平成33年）にはすべての地域で減少すると予測されます。

(4) 総世帯数

総世帯数は、2005 年（平成 17 年）の国勢調査の数値を基準に 5 年ごとの推計を行った結果、2010 年（平成 22 年）の 164,168 世帯をピークに減少に転じ、計画最終年（2021 年（平成 33 年））の前年にあたる 2020 年（平成 32 年）では 156,342 世帯（2005 年（平成 17 年）比 4,268 世帯減）になると予測されます。

(5) 類型別世帯数

世帯を、夫婦と子からなる世帯、夫婦のみ世帯、ひとり親と子からなる世帯、単独世帯、その他の一般世帯の類型に区分してみると、夫婦と子からなる世帯は、今後一貫して減少すると予測されます。一方、単独世帯は一貫して増加を続け、計画最終年（2021 年（平成 33 年））の前年にあたる 2020 年（平成 32 年）には夫婦と子からなる世帯を上回ると予測されます。

図 将来推計人口（2008 年（平成 20 年）1 月推計）総数

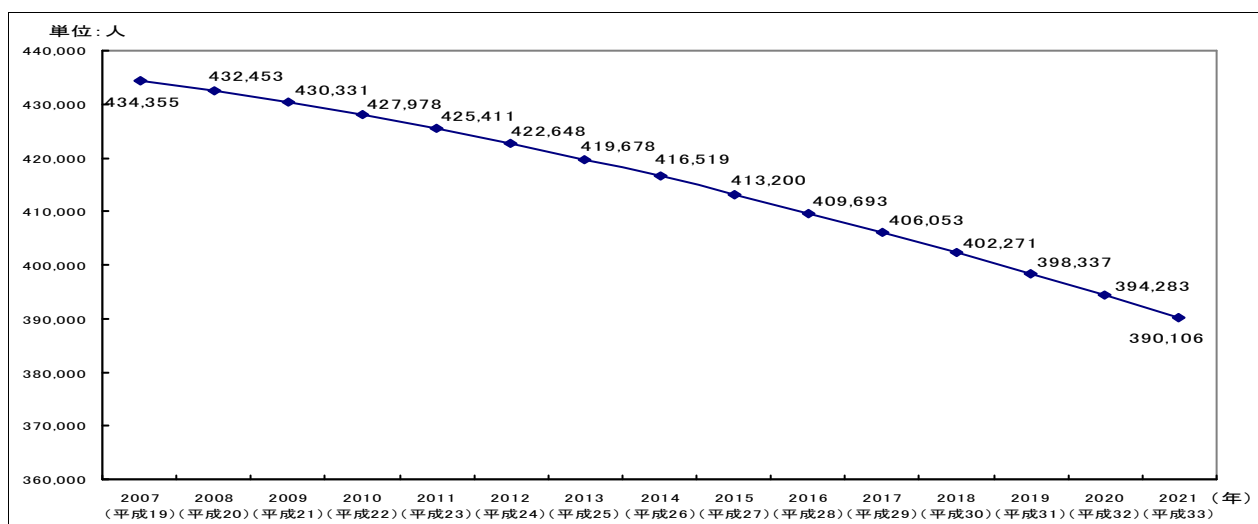


図 将来推計人口（2008 年（平成 20 年）1 月推計）年齢 3 区分

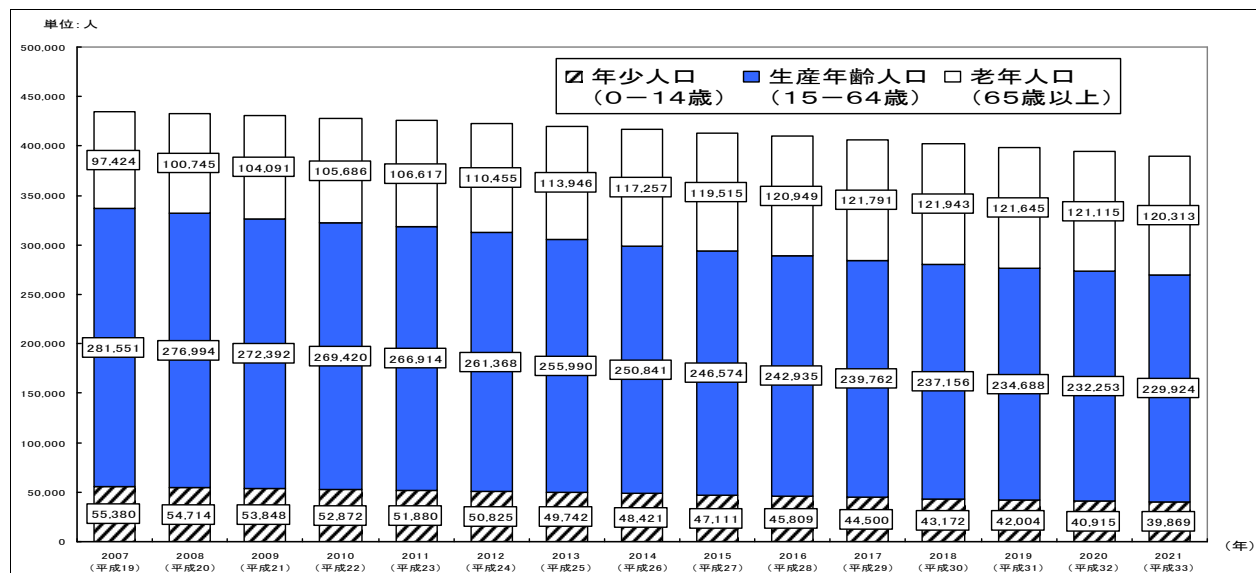


表 将来推計人口（行政センター管内別・年齢3区分別人口の推移）

区分	本庁地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	68,933	60,718
年少人口	7,908	6,117
構成比	11.47%	10.07%
生産年齢人口	43,665	36,226
構成比	63.34%	59.66%
老年人口	17,360	18,375
構成比	25.18%	30.26%

※年少人口・・・0歳～14歳

※生産年齢人口・・・15歳～64歳

※老年人口・・・65歳～

区分	追浜地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	31,064	26,901
年少人口	3,442	2,692
構成比	11.08%	10.01%
生産年齢人口	20,107	15,227
構成比	64.73%	56.60%
老年人口	7,515	8,982
構成比	24.19%	33.39%

区分	田浦地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	19,653	18,428
年少人口	2,261	1,787
構成比	11.50%	9.70%
生産年齢人口	12,766	11,440
構成比	64.96%	62.08%
老年人口	4,626	5,201
構成比	23.54%	28.22%

区分	逸見地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	12,930	12,110
年少人口	1,307	707
構成比	10.11%	5.84%
生産年齢人口	8,873	8,092
構成比	68.62%	66.82%
老年人口	2,750	3,311
構成比	21.27%	27.34%

区分	衣笠地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	65,151	55,655
年少人口	8,150	5,594
構成比	12.51%	10.05%
生産年齢人口	41,669	31,697
構成比	63.96%	56.95%
老年人口	15,332	18,364
構成比	23.53%	33.00%

区分	大津地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	44,504	40,430
年少人口	5,567	4,120
構成比	12.51%	10.19%
生産年齢人口	29,294	24,528
構成比	65.82%	60.67%
老年人口	9,643	11,782
構成比	21.67%	29.14%

区分	浦賀地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	52,948	49,810
年少人口	7,588	5,794
構成比	14.33%	11.63%
生産年齢人口	33,481	28,583
構成比	63.23%	57.38%
老年人口	11,879	15,433
構成比	22.44%	30.98%

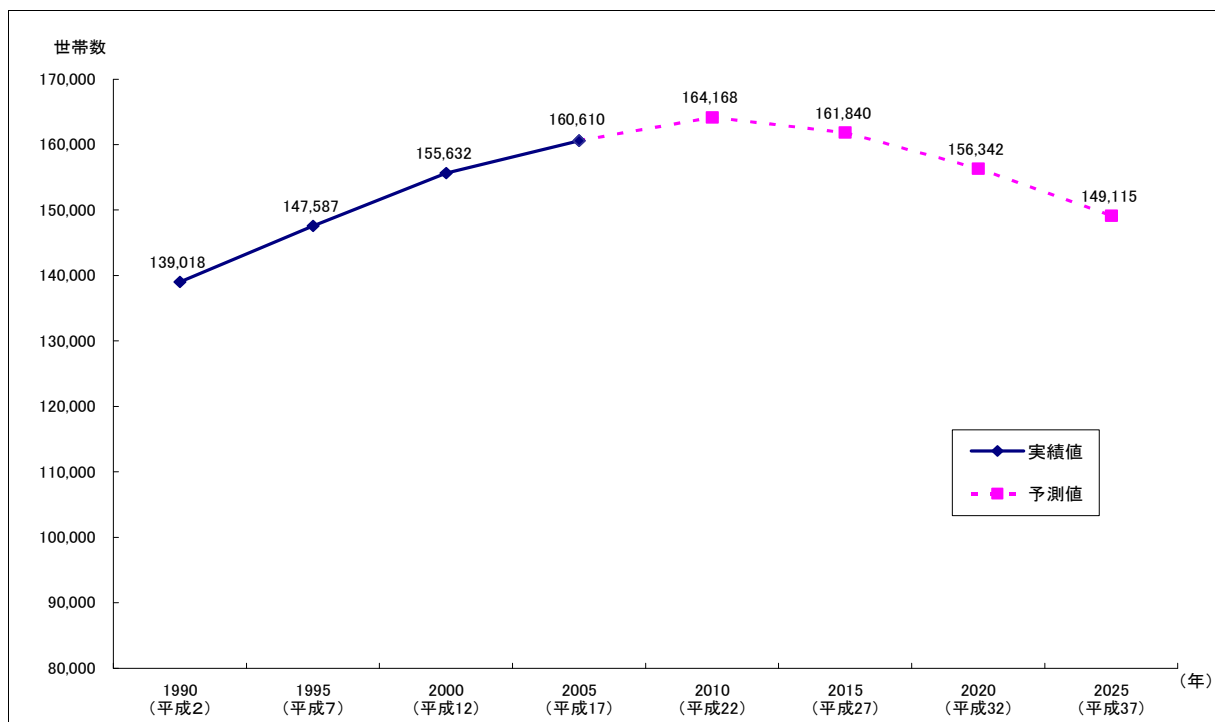
区分	久里浜地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	55,937	49,279
年少人口	7,725	5,278
構成比	13.81%	10.71%
生産年齢人口	36,881	29,198
構成比	65.93%	59.25%
老年人口	11,331	14,803
構成比	20.26%	30.04%

区分	北下浦地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	35,915	33,965
年少人口	5,216	4,031
構成比	14.52%	11.87%
生産年齢人口	23,875	20,207
構成比	66.48%	59.49%
老年人口	6,824	9,727
構成比	19.00%	28.64%

区分	西地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	47,320	42,810
年少人口	6,216	3,749
構成比	13.14%	8.76%
生産年齢人口	30,940	24,726
構成比	65.38%	57.76%
老年人口	10,164	14,335
構成比	21.48%	33.49%

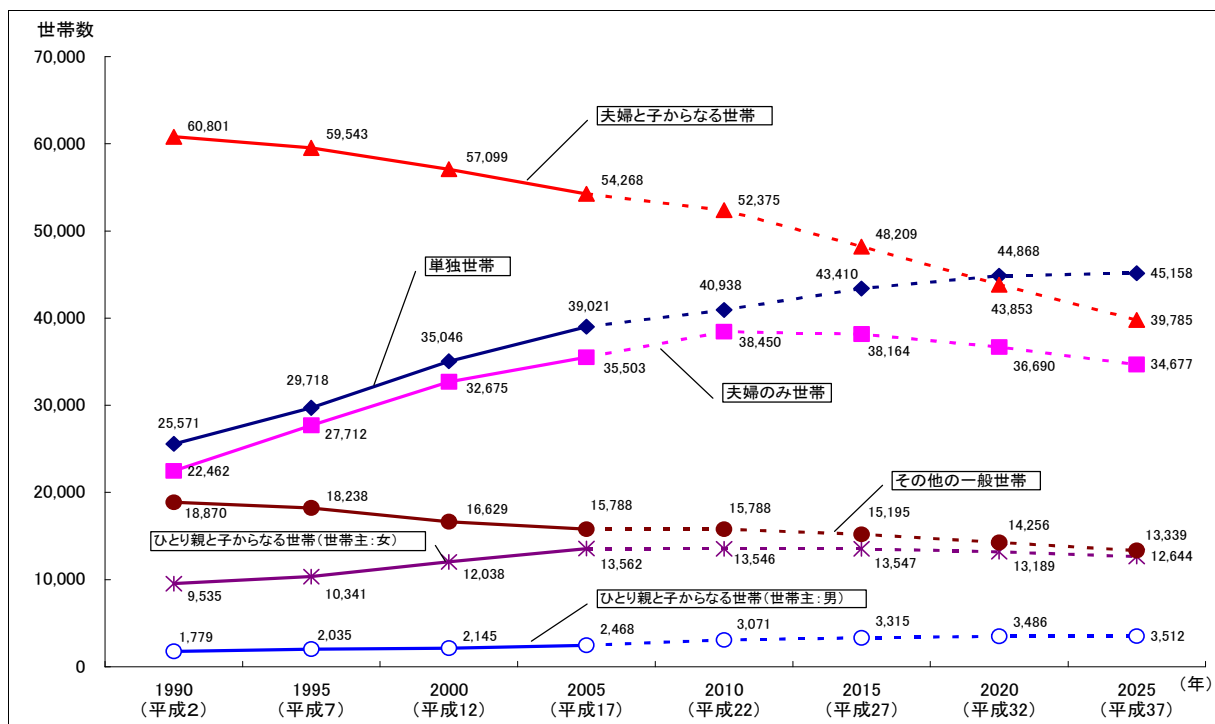
注）推計の基準年である2007年（平成19年）と基本計画の最終年である2021年（平成33年）を比較。

図 総世帯数の将来推計（2008 年（平成 20 年）1 月推計）



注) 世帯数の推計値は、2005 年（平成 17 年）を基準として 5 年ごとに算出している。

図 類型別世帯数の将来推計（2008 年（平成 20 年）1 月推計）



注) 世帯数の推計値は、2005 年（平成 17 年）を基準として 5 年ごとに算出している。

2 産業

産業全体の活力を最大化させる柔軟性のある産業構造へと転換するため、成長力の高い産業や雇用吸収力の高い産業を導入・育成します。また、新規企業の誘致を図るとともに、創業、転業などの活発な新陳代謝が、内発的に行われる産業の形成をめざします。さらに地域がもつ特性を市場ニーズに適応させる創意工夫などによって、特徴的な産業の集積をめざします。

（１）第１次産業

第１次産業については、交流人口を呼び込む産業としても着目し、レジャー、観光、レクリエーションなどへの展開も視野に入れながら、市内における消費と流通の拡大を進めるとともに、東京大都市圏における安定的な食糧供給を支える貴重な農水産物の生産業として、適正な振興を図ります。

（２）第２次産業

第２次産業については、生産機能の高度化を進めるとともに、研究・開発機能の強化をめざします。また、蓄積された技術やノウハウを活用したサービス業などへの転換を促進します。

（３）第３次産業

第３次産業については、情報通信関連、生活関連、医療福祉関連分野等に関わるサービス業などの高質化をめざし、横須賀の将来を牽引する成長性の高い産業として戦略的に育成します。

3 土地利用

健全で効率的な都市運営を行うためには、今後の更なる人口減少・少子高齢化の進展にあっても、これに柔軟に対応できるコンパクトな都市構造が必要です。

今後は、豊かな暮らしといきいきとした交流を育む都市をめざし、これまで拡散してきた郊外の市街地を、主要な鉄道駅周辺や幹線道路の沿道、住宅団地などへ集約し、それらを公共交通等で有機的にネットワークすることで、全ての人が車に過度に依存することなく、快適で便利に、また安全で安心に暮らせるような都市構造を形成します。

人と自然との共生、都市と自然との共生にも配慮し、総合的で効率的な土地利用をめざします。

（１）拠点の配置

市街地の集約化に向けて、地域特性を考慮しながら、拠点市街地となる主要鉄道駅周辺などに適正に都市機能を集積し、郊外の市街地から街なか居住を促進するような、歩いて暮らせる魅力的な都市環境を形成します。また、幹線道路沿道や住宅団地などの周辺市街地では、日常生活の利便性向上を図ります。

（２）交通の骨格

首都圏等との交通軸として、半島性を脱却する双方向性の広域幹線道路網の形成をめざすとともに、拠点市街地や周辺市街地、産業拠点や交流拠点などが相互に連携し、それぞれの役割と機能を効果的に発揮できる、はしご型（ラダー型）の幹線道路ネットワークを形成します。また、公共交通体系の充実や、ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の形成により、高齢化の進展に対応する環境にやさしい交通体系の充実を図ります。

（３）都市環境の骨格

水と緑に恵まれた自然環境の保全と創出、創造的な活用により、豊かな暮らしといきいきとした交流を育むような、自然と調和した潤いある都市環境を形成します。

図 拠点の配置

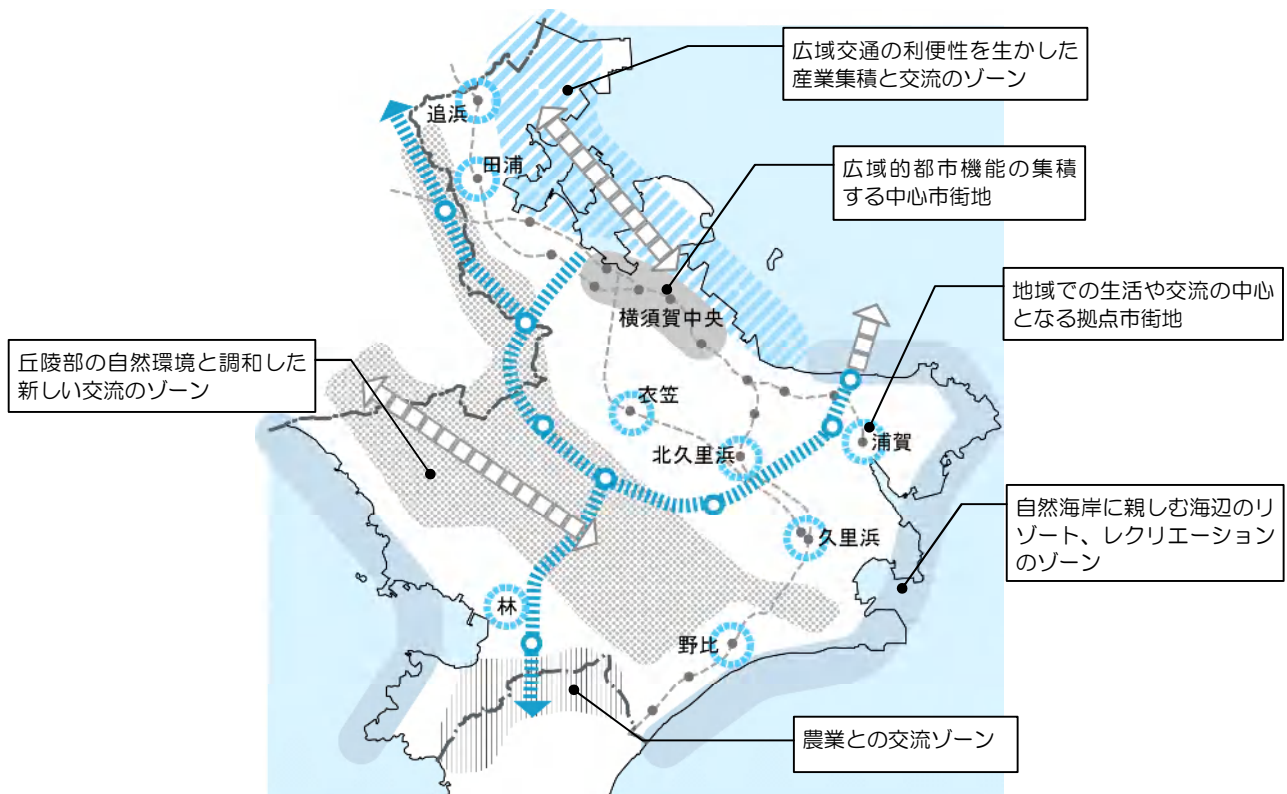


図 交通の骨格

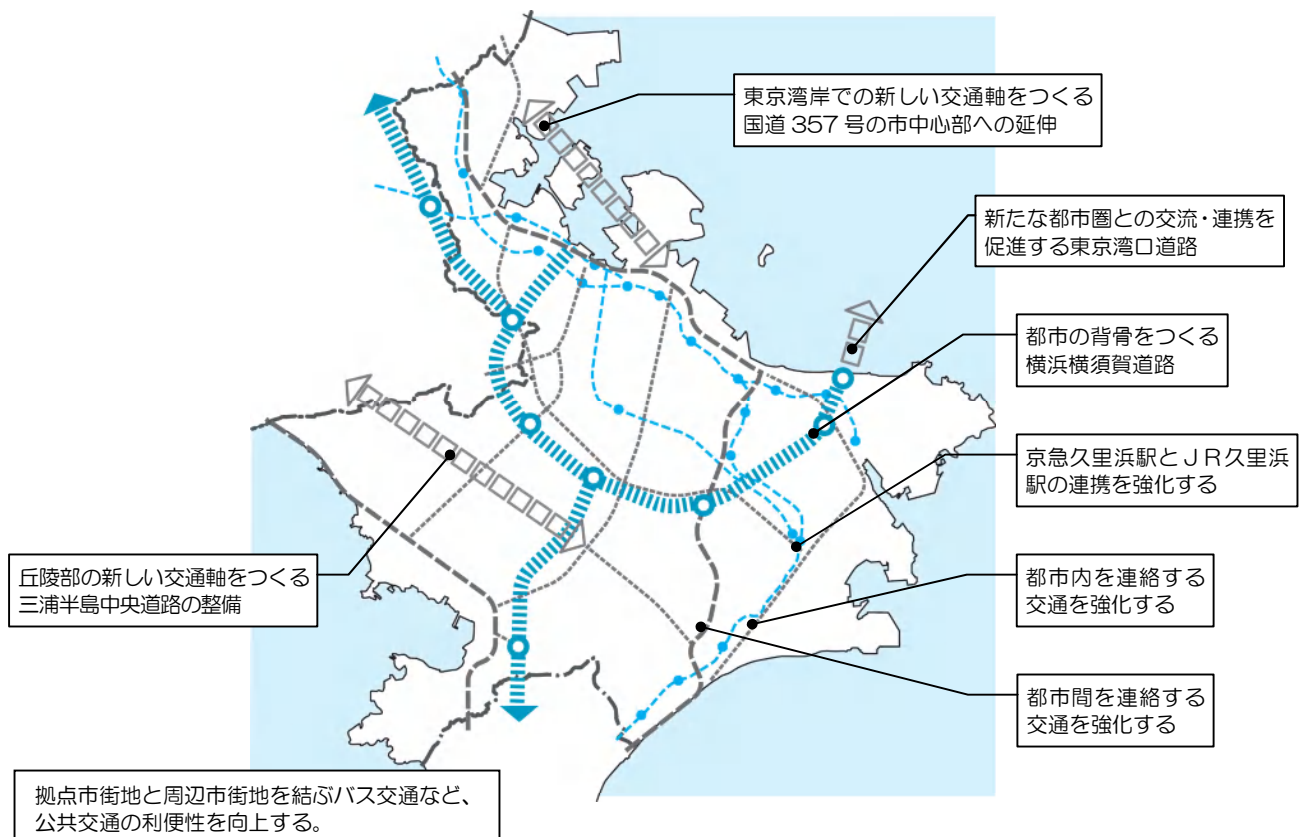
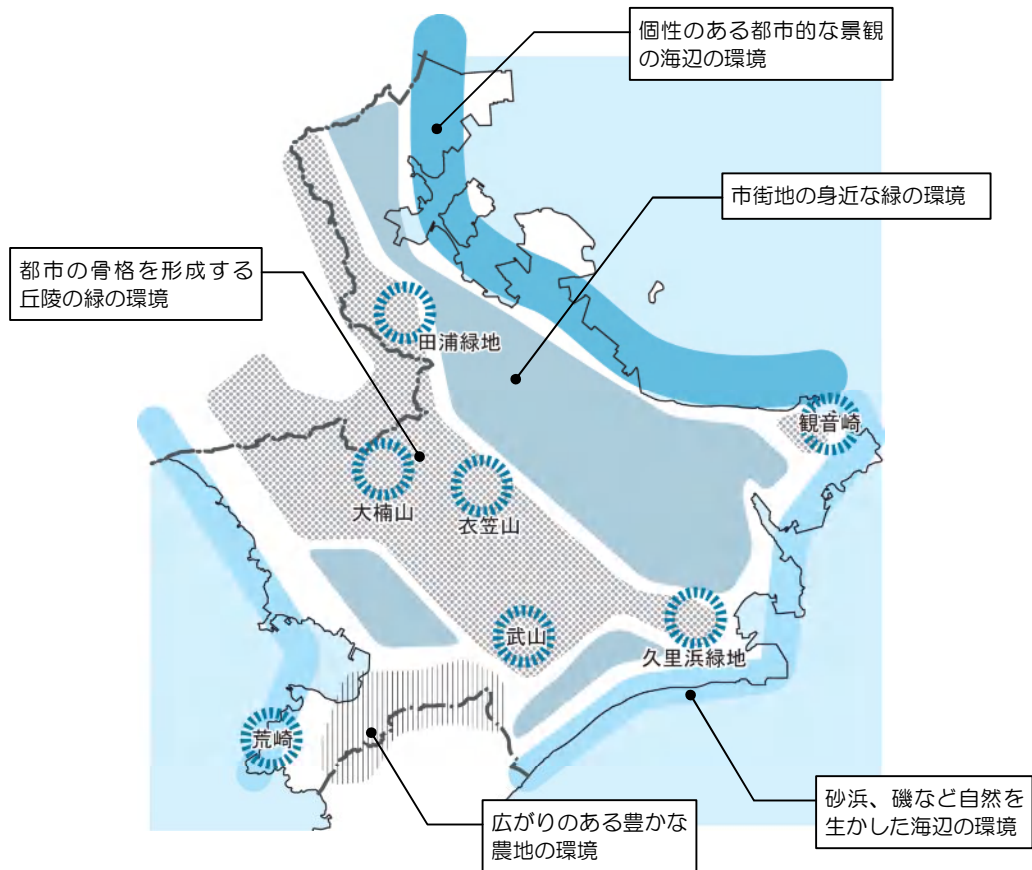


図 都市環境の骨格



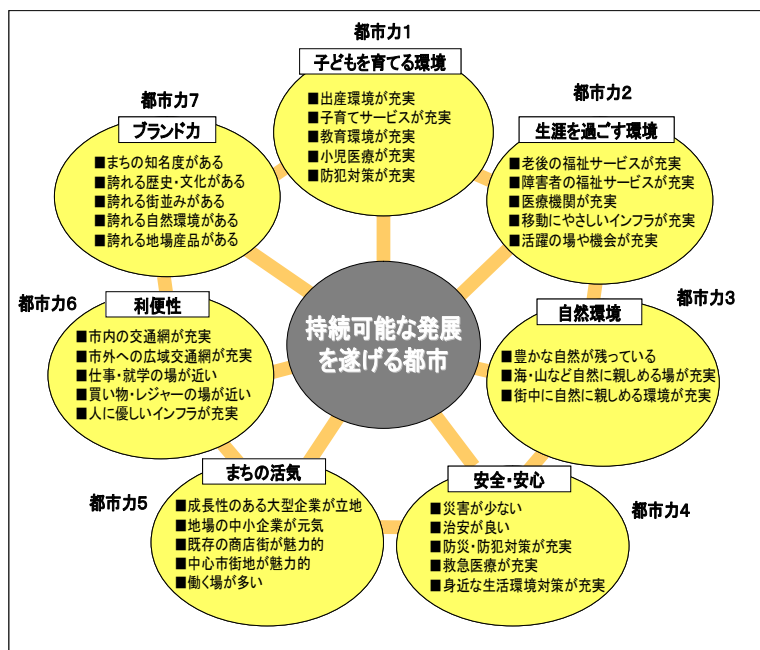
第3章 重点プログラム

1 重点プログラムの前提条件

都市が100年後、さらにその先まで持続可能な発展を遂げるためには、都市としてのバイタリティ（生命力）が必要で、源泉になるのは“都市が持つ魅力”です。

その魅力には多様な側面がありますが、一つひとつを都市の力（都市力）と定義するならば、未来においても色あせることのない普遍的な都市力があります。それは、「1 子どもを育てる環境」、「2 生涯を過ごす環境」、「3 自然環境」、「4 安全・安心」、「5 まちの活気」、「6 利便性」、「7 ブランド力」という『7つの都市力』であると考えます。

この7つの都市力を常に高いレベルで備える都市が、未来に向かって持続可能な発展を遂げる都市であり、本市が目指すべき究極の姿です。



2 重点プログラムの位置付け

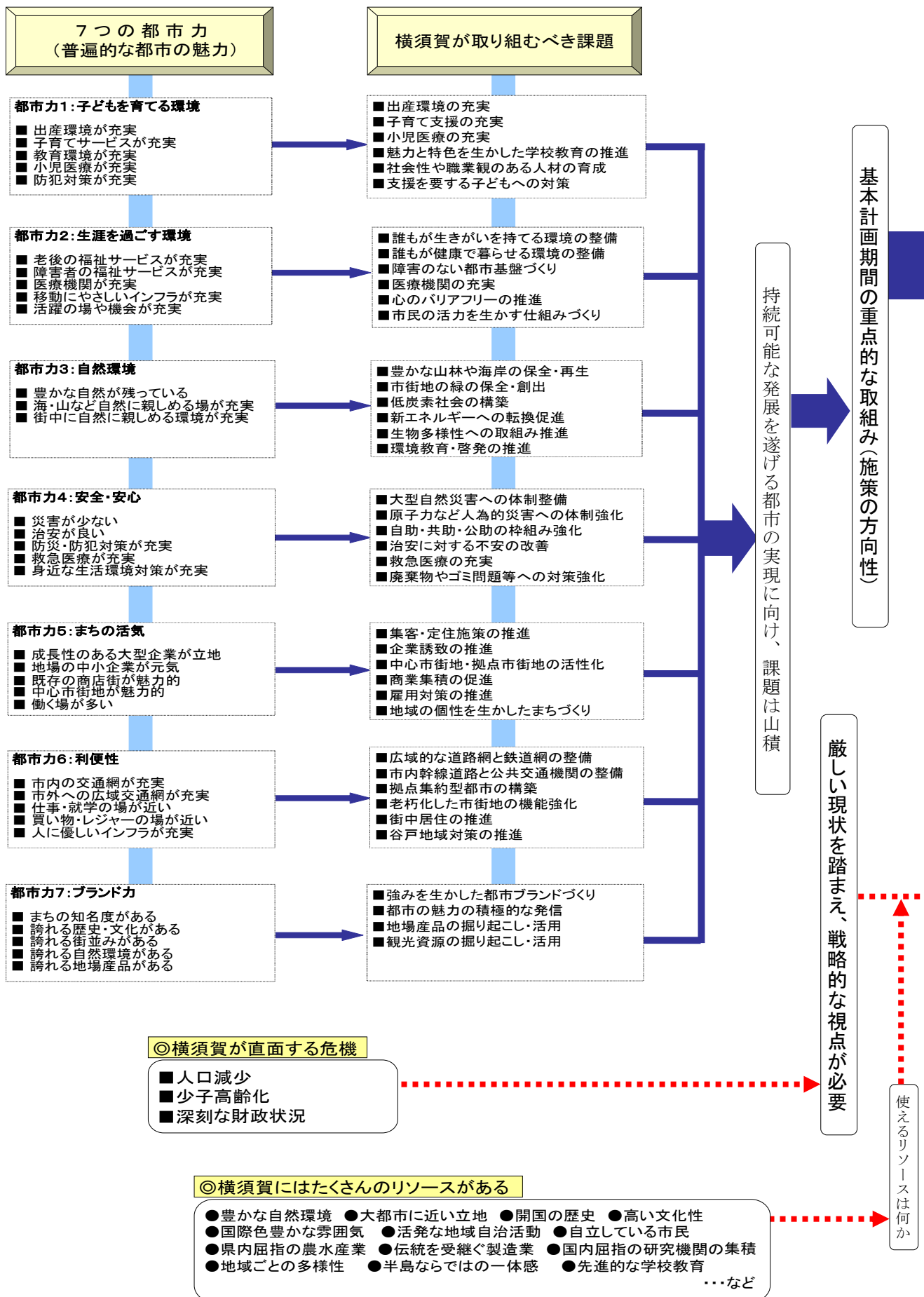
基本計画では、基本構想が掲げる都市像「国際海の手文化都市」の実現を目指すとともに、その先の未来も視野に入れ、横須賀が持続可能な発展を遂げる都市となるための土台づくりに、計画期間（11年間）の中で全力をあげて取り組む必要があります。

今日の本市を取り巻く社会経済環境、また、これまで行ってきた行政評価や市民アンケートの結果などからは、本市の強みでさらに伸ばすべき点や、弱みを克服し強みに変えていかなければならない課題を導き出すことができます。これらを「7つの都市力」の視点から整理すると、それぞれの要素において課題があります。

課題の克服には、厳しい財政状況を踏まえ、横須賀が持っているリソースを生かしながら、戦略的・重点的に取り組む必要があります。

重点プログラムは、7つの都市力からみた課題に対応する重点的な施策の方向性を示すもので、これを推進することで、持続可能な発展を遂げる都市の土台をつくるとともに、全施策の先導役として計画全体を力強く牽引します。

3 重点プログラムの概要



重点プログラム

1 環境を守るプログラム

最大の魅力といえる「海・山・川・緑」などの自然環境の保全・創出を推進します。

温暖化対策の率先実行や廃棄物に関する取組みの強化など、地球規模の環境問題に貢献する地域社会の実現を目指します。

2 命を守るプログラム

多くの高齢者が、まちを支える現役の力として、仕事や地域活動に生きがいをもって参加できる地域社会の実現を目指します。

災害や犯罪、身近な事故や病気、老い、障害、差別、暴力などへの対応が行き届いた、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

3 新しい芽を育むプログラム

学力の向上、社会性や職業観の育成など、生きる力を持った次世代を育てるため、特色のある学校教育を推進します。

だれもが安心して子どもを産み、そして育てることができる環境をつくり出します。

4 にぎわいを生むプログラム

地域の拠点ごとに、仕事や学びや生活するための諸機能を集約し、さらに、それぞれの拠点間や市外とを交通網で連結した、便利で暮らしやすい「コンパクトシティ」の実現を目指します。

大企業や中小企業、各地に点在する商店街の活性化を図るとともに、成長性や雇用吸収力のある企業の誘致などを進め、持続可能な産業・経済基盤の構築を目指します。

眠っている地域資源の掘り起こしや、都市の魅力につながる新たなブランドづくりを進め、「住みたい」と思われる魅力的なまちの環境を整備します。

5 地域力を育むプログラム

地域主権型の社会を見据え、市民がまちづくりの主役として市政に参画する社会と、それぞれの地域が個性や魅力を生かしながら、主役としてまちづくりに取り組む社会の実現を目指します。

根底にある基本的な戦略

★「人」は都市活力を生み出す最大のリソース（宝）

危機の克服なくして、横須賀の未来は語れません。言うまでもなく、「人」はまちの営みを支える源泉であり、都市活力を生み出す最大のリソースです。「次代を担う人をどのように育て」、「潜在的な力のある人をどのように生かし」、「人の数をどのように維持するか」、これが危機を乗り越え、持続可能な都市の礎を築く大きな力となります。

戦略1

未来を支える人材の育成

子どもたちは、まちの宝であり、未来を支える貴重な力です。少子化により絶対的な数が減る中で、それを補い、都市活力の維持・向上を図っていくには、一人ひとりが持てる能力と資質を向上させ、最大限に発揮するほか方法はありません。厳しい財政状況ですが、横須賀の未来を力強く支える人材の育成に、重点的に取り組む必要があります。

戦略2

高齢者の活力が生かされる社会の実現

加速し続ける高齢化は、医療、介護など社会保障経費の増加を招き、都市の体力を奪っています。一方で、プラス思考で考えれば、気力、体力、知識を備え、経験も豊富な高齢者が数多く存在していることは事実です。しかし、このマンパワーが十分に生かされていないのが実情です。今後、数、割合ともにさらに増える現実を踏まえれば、高齢者を都市活力の源泉と捉えない限り、横須賀の未来は立ち行かなくなります。多くの高齢者が、当たり前のよう、仕事や地域活動に参画する社会の実現に向けて、重点的に取り組む必要があります。

戦略3

人を惹きつける魅力の創出

横須賀は、都市の利便性、古くから築かれた産業基盤、豊かな自然、誇れる歴史・文化など、快適な都市生活を営むための要素をバランスよく備えています。これらの強みをさらに発揮して、まずは、横須賀に住む人が「住んでいて良かった」、「住み続けたい」と思える環境をつくることが重要です。住む人が満足できる環境は、外から見ても魅力的であり、集客・定住や企業の誘致につながっていきます。まちづくりの基本を、「人を惹きつける魅力の創出」として、重点的に取り組む必要があります。

図 まちづくり政策及びまちづくりの推進姿勢の体系

まちづくり政策		
1 いきいきとした交流が 広がるまち	1 人を呼び込む環境づくり	1 地域資源を生かした魅力づくり
		2 交流拠点の創出
		3 交流を支える人材や団体の発掘・支援・活用
		4 定住を促すしかけづくり
	2 交流を支える情報の発信	1 集客につながる魅力の発信
		2 利用しやすい情報の発信
	3 陸と海に広がる総合的なネットワークづくり	1 総合的な交通政策の推進
		2 広域幹線道路網の整備促進
		3 公共交通の機能強化
		4 港湾機能の強化と再編の推進
2 海と緑を生かした 活気あふれるまち	1 自然環境の保全・創出による潤いある地域づくり	1 自然環境の保全
		2 自然環境の積極的な創出
		3 自然豊かな公園・緑地の整備
	2 魅力あふれる農水産業の振興	1 地産地消の推進
		2 意欲的な生産者への支援
		3 豊かな農水産物の供給を支える環境づくり
	3 産業の成長支援と企業誘致	1 既存事業者の新たな取組みへの支援
		2 企業・研究開発機関などの誘致
		3 新規事業者の起業支援
		4 ビジネスチャンスの創出・拡大
		5 産業を支える技術・人材支援
	4 雇用の安定化と働く環境の充実	1 就労支援の充実
		2 福利厚生環境の充実
	5 市街地のにぎわいづくり	1 拠点市街地の都市機能の強化
		2 魅力ある商業集積の促進
		3 住環境の維持・保全
		4 歩いて暮らせるまちづくりの推進
	6 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合	1 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合の要請
		2 返還施設の早期転用
3 個性豊かな人と文化が 育つまち	1 子どもが心豊かで健やかに育つ環境の充実	1 子どもを産み育てやすい環境づくり
		2 子どもが心豊かで健やかに育つ環境づくり
	2 人間性豊かな子どもが育つ教育の充実	1 生きる力を伸ばす教育の充実
		2 特色のある教育の推進
		3 支援教育の充実
	3 生涯を通じて学び活動できる環境づくり	1 多様な学習機会と活躍の場の充実
		2 スポーツ活動の振興
	4 多様な文化の継承、発展、創造	1 地域文化の掘り起こし、継承、振興
		2 交流による芸術文化の創造
		3 文化の担い手の育成
	5 魅力ある美しい景観の形成	1 魅力ある美しい都市景観づくり
		2 自然・歴史を生かした景観づくり

まちづくり政策		
4 健康でやさしい心の ふれあうまち	1 平和と人権を尊重する誰にも開かれたまちづくり	1 平和を愛する社会の形成
		2 人権を尊重する社会の形成
		3 男女共同参画社会の形成
	2 ユニバーサルデザインのまちづくり	1 すべての人々が安心して利用できる施設づくり
		2 すべての人々が社会参加できる機会づくり
	3 総合的な地域福祉サービスの推進	1 地域福祉サービスを支える人づくり
		2 地域福祉サービスを支える場づくり
		3 地域福祉サービスの推進
		4 相談支援体制の充実
	4 健康づくりの推進と医療体制の充実	1 心の健康づくり
		2 健康維持のための環境づくり
		3 医療体制の強化・充実
	5 コミュニティへの支援	1 コミュニティへの支援
5 安全で快適に暮らせる まち	1 災害・緊急事態に強いまちづくり	1 避難路やライフラインの強化・多重化
		2 都市施設などの耐災性の向上
		3 市街地の防災対策の推進
		4 防災・危機管理体制の充実
		5 市民協働による防災活動の促進
	2 安心して日常生活を送るための環境づくり	1 環境保全対策の推進
		2 消防・救急・救助体制の充実
		3 防犯対策の推進
		4 交通安全対策の推進
		5 消費者保護対策の推進
		6 食品・環境衛生対策の推進
	3 快適な暮らしを支える生活基盤づくり	1 上水道事業の効率的な運営
		2 下水道事業の効率的な運営
		3 道路・交通環境の整備
		4 公園の整備
		5 河川の管理
		6 市営住宅の管理運営
		7 火葬場・墓地の管理運営
	4 地球環境問題への対応	1 温暖化対策の推進
		2 環境教育・環境学習の推進
		3 ごみの減量化・資源化の推進

まちづくりの推進姿勢		
1 市民協働による まちづくりの推進	1 情報公開・個人情報保護の充実	1 情報公開・個人情報保護の充実
	2 広報広聴活動の充実	1 広報活動の充実
		2 広聴活動の充実
		3 市民相談の充実
	3 市民協働の推進	1 市民公益活動の促進
2 効率的な都市経営の 推進	1 機動的で効率的な体制づくり	1 柔軟な組織・執行体制づくり
		2 情報システムによる行政の効率化
	2 市政を支える意欲と能力のある人づくり	1 市政を支える意欲と能力のある人づくり
	3 健全な行財政運営	1 財政の健全化の推進
		2 計画的・効果的な行政運営
3 地方分権と広域連携の 推進	1 地方分権の推進	1 地方分権の推進
		2 住民自治の推進
	2 広域連携の推進	1 広域連携の推進

第4章 まちづくり政策

まちづくり政策	
1 いきいきとした交流が広がるまち	
1 人を呼び込む環境づくり	□人を呼び込むための機会づくり、場づくり、人材などへの支援や定住に結びつくしかけづくりを行います。
1 地域資源を生かした魅力づくり	■人を呼び込む機会づくりのため、地域資源を生かした魅力ある事業を行います。 ■集客人口、定住人口増加のため、多くの人に選ばれるまちのイメージづくりを推進します。
2 交流拠点の創出	■人を呼び込む場づくりのため、魅力ある交流拠点を創出します。
3 交流を支える人材や団体の発掘・支援・活用	■市民主体の様々な交流活動を促進するため、人材や団体への支援などを行います。
4 定住を促すしかけづくり	■都市活力の源泉となる世代の定住を促すため、特色のある、魅力的な施策を展開します。
2 交流を支える情報の発信	□市外からの集客につながる魅力やイベント情報など、交流を支える情報を積極的に発信します。
1 集客につながる魅力の発信	■市外に住む人の来訪を促すため、横須賀の魅力やイメージアップにつながる情報を、あらゆるメディアを活用して、幅広く発信します。
2 利用しやすい情報の発信	■市内の様々な場での交流を促進するため、市民、企業、来訪者にとって便利で役立つ情報提供を積極的に行います。
3 陸と海に広がる総合的なネットワークづくり	□広域幹線道路網の整備や港湾機能の強化・再編などにより、陸と海に広がる総合的なネットワークを形成します。
1 総合的な交通政策の推進	■安全で快適な都市交通環境を形成するため、総合的な交通政策を推進します。
2 広域幹線道路網の整備促進	■広域連絡機能を強化し、都市の活力を維持発展させるため、都市間相互を連絡する主要幹線道路の整備を促進します。
3 公共交通の機能強化	■公共交通の利便性向上と活性化を図るため、地域や関係機関と連携した取組みを推進します。
4 港湾機能の強化と再編の推進	■物流及び人流の増加を図るため、東京湾湾口部に位置する特性を活用し、港湾機能の強化と再編を推進します。

まちづくり政策

2 海と緑を生かした活気あふれるまち

1 自然環境の保全・創出による潤いある地域づくり	□横須賀の貴重な財産である海や緑の自然環境の保全・創出を推進します。
1 自然環境の保全	■良好な自然環境を形成するため、海や山林などを保全します。
2 自然環境の積極的な創出	■暮らしの中に自然と親しめる場をつくるため、市街地における身近な緑の積極的な創出と景観や生態系に配慮した水辺空間などの整備を推進します。
3 自然豊かな公園・緑地の整備	■自然の魅力を生かした公園・緑地の整備を推進します。 ■豊かな自然を守るとともに、人々の憩いの場として生かすため、国に対し国営公園の誘致を要望します。
2 魅力あふれる農水産業の振興	□魅力ある横須賀の農水産物を活用し、農水産業の振興を図ります。
1 地産地消の推進	■地場農水産物の生産・消費・流通の拡大を推進します。 ■地産地消の情報を様々な方法で広く発信します。
2 意欲的な生産者への支援	■安定した農水産業の経営基盤を確立し、農水産業の健全な発展を図るため、生産者の新たな取組みに対する支援を推進します。
3 豊かな農水産物の供給を支える環境づくり	■農水産物の安定供給を図るため、豊かな農地・漁場づくりと漁港の整備を推進します。
3 産業の成長支援と企業誘致	□成長性の高い産業への転換を促進し、持続可能な産業基盤の構築を図ります。
1 既存事業者の新たな取組みへの支援	■競争力のある産業基盤を構築するため、新たな事業展開や技術開発に取り組む事業者を支援します。
2 企業・研究開発機関などの誘致	■競争力のある産業基盤を構築するため、成長性が高い企業と研究開発機関などを誘致します。
3 新規事業者の起業支援	■新たな産業を振興するため、技術やアイデアを生かした新規事業者の起業を支援します。
4 ビジネスチャンスの創出・拡大	■新たな販路開拓やビジネスチャンスを創出するため、企業間・異業種間の交流・連携を支援します。 ■市内産業を活性化するため、イベントや様々な広報媒体を通して、市内の企業情報を積極的にPRします。
5 産業を支える技術・人材支援	■貴重な人材や技術を後世に継承するため、人材の発掘や表彰制度の充実を図ります。
4 雇用の安定化と働く環境の充実	□安定した雇用環境と中小企業の就業環境の整備を推進します。
1 就労支援の充実	■雇用の安定化を図るため、民間企業や近隣自治体と連携して就職支援情報の提供などを行います。
2 福利厚生環境の充実	■中小企業の福利厚生環境を充実させ、勤労者の福祉の増進を支援します。

5 市街地のにぎわいづくり		□市街地のにぎわいを創出するため、集約型の都市構造への転換や、良好な住環境の維持・保全などを推進します。
1 拠点市街地の都市機能の強化		■中心市街地や拠点市街地の魅力を創出するため、居住、商業、業務、文化、レクリエーションなどの都市機能を計画的に集積します。
2 魅力ある商業集積の促進		■まちの魅力を創出するため、商店街と大型商業施設の調和が取れた商業集積を促進します。
3 住環境の維持・保全		■良好な住環境を維持するため、条例を活用しながら、計画的なまちづくりを推進します。 ■街なかへの住替えなどにより、低密度化が予想される郊外の住環境を維持・保全します。
4 歩いて暮らせるまちづくりの推進		■車に頼らず歩いて暮らせる都市環境を形成するため、街なかへの住替えを誘導するとともに、日常生活環境や公共交通網の利便性向上並びに歩行者空間の整備などを推進します。
6 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合		□可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合を要請します。また、返還施設は、都市活力の創造に向けて、早期に転用します。
1 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合の要請		■国際情勢の推移や防衛施設の利用状況を見極め、効率的な土地利用の推進を図るため、可能な限りの米軍基地の返還と自衛隊施設の集約・統合を要請します。
2 返還施設の早期転用		■横須賀市の将来の発展のため、旧軍港市転換法に基づき、旧軍利用財産の早期転用を推進します。

まちづくり政策

3 個性豊かな人と文化が育つまち

1 子どもが心豊かで健やかに育つ環境の充実 1 子どもを産み育てやすい環境づくり 2 子どもが心豊かで健やかに育つ環境づくり	□安心して子どもを育て、また子どもが健やかに育つ環境をつくるため、出産・育児に対する多様な支援を推進するとともに、青少年活動や青少年育成活動を促進します。 ■安心して子どもを産み、育てられるようにするため、良好な出産・育児環境づくりを推進します。 ■親子がともに健やかに成長していくため、相談支援体制の構築を推進します。 ■青少年が心豊かで健やかに育つ環境をつくるため、青少年活動や青少年育成活動を促進します。
2 人間性豊かな子どもが育つ教育の充実 1 生きる力を伸ばす教育の充実 2 特色のある教育の推進 3 支援教育の充実	□人間性豊かな子どもを育てるための教育を推進します。 ■生きる力を育むため、豊かな心や健やかな体を育成する教育を充実します。 ■多様な資質を持った人材を育成するため、特色のある教育環境の提供を推進します。 ■子どもたち一人ひとりのニーズに対応するため、児童・生徒への相談・支援体制を充実します。
3 生涯を通じて学び活動できる環境づくり 1 多様な学習機会と活躍の場の充実 2 スポーツ活動の振興	□生涯を通じて学び活動し、その成果を地域に還元できるようにするため、学習機会やスポーツ活動を充実します。 ■生涯を通じて、一人ひとりが心豊かな生活を送るため、生涯学習の機会を充実します。 ■スポーツを通じ、活力ある人と地域を創出するため、生涯にわたりスポーツを楽しむ環境づくりを推進します。
4 多様な文化の継承、発展、創造 1 地域文化の掘り起こし、継承、振興 2 交流による芸術文化の創造 3 文化の担い手の育成	□歴史・文化資産が継承され、また新たな文化が創出されるようにするため、地域文化の掘り起こしや継承、市民の芸術・文化活動の支援などを推進します。 ■地域の伝統的文化や歴史的遺産などが市民の誇りとなるため、これらを掘り起こし、継承・保存する環境づくりを推進します。 ■新たな芸術文化が創出されるため、優れた芸術文化に触れる場や機会の拡充と、芸術文化の質及び量を充実します。 ■子どもをはじめ、多くの市民が文化の担い手として育っていくため、文化に触れる機会の拡充を図るとともに、市民文化活動への支援を充実します。
5 魅力ある美しい景観の形成 1 魅力ある美しい都市景観づくり 2 自然・歴史を生かした景観づくり	□地域ごとに魅力ある美しい景観を形成するため、地域資源を生かした景観形成を推進するとともに、市民等による景観形成を促進します。 ■地域にふさわしい魅力的な都市景観を形成するため、景観づくりの施策や市民等への啓発を推進します。 ■自然と調和した潤いのある景観を形成するため、海や緑などの自然、歴史などの地域資源を生かした景観形成を推進します。

まちづくり政策

4 健康でやさしい心のふれあうまち

1 平和と人権を尊重する誰にも開かれたまちづくり	□平和と人権を尊重する社会を実現するため、市民等に対する意識啓発など、様々な取組を推進します。
1 平和を愛する社会の形成	■平和都市を実現するため、市民等に対する平和思想の普及を推進するとともに、国への非核三原則遵守の働きかけを行います。
2 人権を尊重する社会の形成	■差別や偏見をなくし、人権が侵害されることのない地域社会を実現するため、人権尊重の理念に基づく取組を推進します。
3 男女共同参画社会の形成	■男女が共に生き生きと暮らせるようにするため、誰もが性別にかかわらず個人として尊重される地域社会の実現に向けた取組を推進します。
2 ユニバーサルデザインのまちづくり	□誰もが、安心して様々な社会活動に参画できるようにするため、施設改修などハード面でのバリアフリーや社会参加を促進するための仕組みづくりなどソフト面でのバリアフリーを推進します。
1 すべての人々が安心して利用できる施設づくり	■誰もが使いやすい施設・環境を整備するため、施設の改修や施設利用時のボランティアによる人的支援など、ハード・ソフト一体となった取組を推進します。
2 すべての人々が社会参加できる機会づくり	■誰もが気軽に社会参加できるようにするため、ITの活用による情報提供や外出支援などを充実します。
3 総合的な地域福祉サービスの推進	□その人らしい生活を送ることができるような環境を構築するため、地域での支え合いを促進し、多様な福祉ニーズに対応できる環境づくりを推進します。
1 地域福祉サービスを支える人づくり	■人と人が共に生き、共に支え合う社会を実現するため、地域住民相互の福祉的な取組を促進するとともに、福祉に携わる人材に対する研修などを充実します。
2 地域福祉サービスを支える場づくり	■地域の一員として様々な活動に参画し、尊厳ある生活を送るため、身近な場所で多様な福祉サービスが選択できるような場を充実します。
3 地域福祉サービスの推進	■必要とするときに、必要な福祉サービスを受けられるようにするため、行政による各種法定福祉サービスなどの円滑な提供や、民間活力による福祉サービスの促進と質の向上を図ります。
4 相談支援体制の充実	■地域福祉に関する相談支援が受けられるようにするため、地域の福祉関係者・団体間のネットワーク体制を構築し、身近な地域で相談ができる体制を充実します。
4 健康づくりの推進と医療体制の充実	□生涯を通じて心身ともに健康であり続けるため、健康づくりを支援するとともに、医療体制を強化します。
1 心の健康づくり	■心の健康づくりを促進するため、心の健康についての啓発活動や相談体制を充実します。
2 健康維持のための環境づくり	■健康な生活を送ることができるようにするため、健診や介護予防などの体制を充実します。
3 医療体制の強化・充実	■安心して医療機関を利用することができるようにするため、医師の確保など医療体制を充実し、医事・薬事監視を強化します。
5 コミュニティへの支援	□様々なコミュニティが、地域の課題解決に取り組めるようにするため、地縁団体やテーマコミュニティの活動に対する支援を充実します。
1 コミュニティへの支援	■人々のふれあいの深まりや地域のまちづくりに寄与するコミュニティ活動が活発になるため、町内会やNPOなどコミュニティ活動に対する支援を充実します。

まちづくり政策

5 安全で快適に暮らせるまち

1 災害・緊急事態に強いまちづくり	□災害に強いライフライン、都市施設、市街地づくりを進めるとともに、災害や危機が発生した際に迅速に対応できる体制を整備します。
1 避難路やライフラインの強化・多重化	■避難・緊急輸送の確保や消防活動困難区域などを解消するため、道路等を整備します。 ■上下水道などのライフラインの耐震化を図るとともに、災害発生時の早期復旧体制を整備します。
2 都市施設などの耐災性の向上	■災害時に応急活動の中心となる公共建築物などの耐震化・不燃化を図ります。 ■応急避難地となる学校・公園などに、災害対応の設備や資機材を整備します。
3 市街地の防災対策の推進	■建物の耐震・耐火性の向上、延焼遮断帯としての道路の拡幅整備やオープンスペースの拡充などを図ります。 ■災害発生時に円滑な避難所開設を行うため、防災拠点である避難場所の充実を図ります。 ■災害の被害を最小限にとどめるため、急傾斜地の保全や水害の防止対策を推進します。
4 防災・危機管理体制の充実	■災害や大きな事故に対する事前対策と、発生時に迅速かつ的確に対応できる総合的な体制を整備します。 ■テロや大規模感染症など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす危機に備え、総合的な体制を整備します。
5 市民協働による防災活動の促進	■災害に対する「自助」「共助」の体制を強化するため、自主防災組織の活性化を促進するとともに、災害に対する市民の意識啓発を図ります。 ■地域の実情に精通し、地域防災の要として重要な役割を担う消防団組織の活性化を図ります。
2 安心して日常生活を送るための環境づくり	□産業活動や日常生活から生じる環境問題をはじめ、消防・救急・救助、防犯、交通安全、消費者保護などの対策を推進します。
1 環境保全対策の推進	■大気汚染や水質汚濁などの環境問題に対応するため、環境保全に関する施策を総合的に推進します。
2 消防・救急・救助体制の充実	■火災・事故・急病などに迅速に対応できる体制を構築するため、消防体制と救急医療体制の機能強化を図ります。
3 防犯対策の推進	■犯罪の少ない安心して暮らせる環境づくりのため、行政、地域、警察などが連携した地域安全活動を推進します。
4 交通安全対策の推進	■安全な交通環境を実現するため、道路照明灯などの交通安全施設と自転車等駐車場の整備を推進します。 ■運転者や歩行者のモラルやマナーの向上を図るため、啓発活動を推進します。 ■海上交通の安全性を確保するため、放置艇対策を推進します。
5 消費者保護対策の推進	■消費者の利益を守るため、情報提供・啓発活動を推進し、消費生活相談の更なる充実を図ります。
6 食品・環境衛生対策の推進	■食の安全や衛生環境を確保するため、食品・環境衛生営業施設に対する、管理、監視、指導の徹底や、相談、啓発活動を推進します。

3 快適な暮らしを支える生活基盤づくり		□快適な暮らしを支える生活基盤として、上水道、下水道、道路・交通環境、公園、河川などの適切な整備、維持管理、運営を推進します。
1 上水道事業の効率的な運営		■安全で安定した水道水を供給するため、効率的な水運用などを行うとともに、適切な維持管理や施設更新を行います。
2 下水道事業の効率的な運営		■公共用水域の水質向上を図るため、適正な水処理を行うとともに、適切な維持管理や施設更新を行います。
3 道路・交通環境の整備		■地域社会の活力向上、市民生活・社会活動の利便性向上のため、道路・交通環境の整備を行い交通の円滑化を図ります。
4 公園の整備		■身近で親しみやすく、また安全・安心な憩いの場となる公園の整備を行います。
5 河川の管理		■治水機能を守るとともに、市民のやすらぎ空間を創出するため、河川の維持・管理を行います。
6 市営住宅の管理運営		■市営住宅の計画的な維持・管理と運営を行います。
7 火葬場・墓地の管理運営		■火葬場と墓地の計画的な維持・管理と運営を行います。
4 地球環境問題への対応		□地球規模の環境問題に対して、地域での取組みを推進します。
1 温暖化対策の推進		■温暖化対策を地域レベルで実現するため、市民、事業者、行政が連携した取組みを推進します。
2 環境教育・環境学習の推進		■市民レベルの環境保全活動を普及するため、正しい理解と知識を得るための環境教育・環境学習の場や機会を充実します。
3 ごみの減量化・資源化の推進		■循環型社会の形成を目指して、ごみの減量化・資源化、適正処理を図りつつ、新たなごみ処理施策の研究や適切なごみ処理・資源化施設の整備を推進します。

第5章 まちづくりの推進姿勢

まちづくりの推進姿勢	
1 市民協働によるまちづくりの推進	
1 情報公開・個人情報保護の充実	□市民が必要とする情報を積極的に提供し、行政運営の透明性を高めるとともに個人情報を適切に管理します。
1 情報公開・個人情報保護の充実	■行政運営の透明性や公正性を高め、開かれた市政を推進するため、各分野の情報を積極的に提供します。 ■個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報保護を充実します。
2 広報広聴活動の充実	□すべての市民に分かりやすい広報活動や多くの市民が意見を述べることのできる広聴活動を充実するとともに、様々な市民相談に対応します。
1 広報活動の充実	■すべての市民に必要な情報を伝えるため、適切な報道発表の推進など、分かりやすく身近な広報活動を充実します。
2 広聴活動の充実	■市民や企業のニーズを的確に把握し市政に反映するため、意見聴取の機会や場の提供を充実します。
3 市民相談の充実	■多様化、複雑化する市民生活に対応するため、市民相談機能を充実するとともに、市民が相談しやすい体制づくりを推進します。
3 市民協働の推進	□市民公益活動を支える環境づくりや多様な主体によるまちづくりを推進します。
1 市民公益活動の促進	■市民が自律し、自らの創意を生かしながら地域のまちづくり活動などを進めるため、市民公益活動を支える環境づくりを推進します。
2 協働による取組みの推進	■多様な主体が行政と対等な立場で地域課題などに対応するため、役割分担を明確にした上で、市民と行政あるいは市民相互の協働を進めます。 ■市民や企業の意見を計画の策定などに反映するため、合意形成の機会を充実します。

まちづくりの推進姿勢

2 効率的な都市経営の推進

1 機動的で効率的な体制づくり	□機動的な組織、執行体制づくりに取り組むとともに、情報システムを充実し効率的な行政運営を行います。
1 柔軟な組織・執行体制づくり	■社会情勢の変化などに対応するため、柔軟な組織・執行体制づくりを推進します。
2 情報システムによる行政の効率化	■市民への行政サービスを向上させるため、情報システムを充実し、効率的な行政運営を行います。
2 市政を支える意欲と能力のある人づくり	□豊かな意欲と能力を持った職員の育成を行います。
1 市政を支える意欲と能力のある人づくり	■市民満足度を向上するため、個々の職員が政策課題に対する問題意識を持つと同時に、それをくみ上げるしくみづくりを行います。
3 健全な行財政運営	□安定的な市政運営が可能な財政基盤を確立し、計画的、効率的な行政運営を行うとともに、計画の策定や進行管理、行政評価の充実を図ります。
1 財政の健全化の推進	■限られた財源の中で市民ニーズに対応した行政サービスを提供するため、あらゆる事務事業を見直し、行政コストを削減します。また、歳入面においては、自主財源の強化に努めるとともに、受益者負担の適正化を図ります。
2 計画的・効果的な行政運営	■市政をより計画的、効果的に行うため、総合計画を推進し、政策課題に対応した分野別計画を策定するとともに、進行管理や評価を適切に行い、事務事業のあり方を検証しつつ適正な執行を進めます。

まちづくりの推進姿勢

3 地方分権と広域連携の推進

1 地方分権の推進	□ 地方分権に伴う権限、税財源の確保により、独自性のある政策を展開し、自治体としての魅力を高めます。
1 地方分権の推進	■ 市民に身近なところでより多くの行政サービスを行うため、国、県からの権限、税財源の移譲を様々な場を通じて関係機関に要請します。
2 住民自治の推進	■ 市民が主体となって、自分たちのまちのあり方を決めることができる制度の構築を推進します。
2 広域連携の推進	□ 国、県、市町村との交流や連携による効率的、効果的な行政体制を推進します。
1 広域連携の推進	■ 区域を越えた広域の行政需要や単独では処理が困難な事務事業に対応するため、国、県、市町村との交流や連携による効率的、効果的な行政体制を推進します。